

ADRの現場から

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR（裁判外紛争解決手続）は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここではADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することとは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

2021年4月に民法・不動産登記法が改正、公布されました。この改正により、「住ます。」を利用者が阻害されているといふ問題が生じていることによります。

所変更登記」が義務化されま
す。なお新ルールについて
は、26年の適用開始が予想さ
れています。改正の理由とし
ては、近年、所有者がすぐに
判明しない土地や、所有者が
分かってもその所在が不明で
連絡が付かない土地（所有者
不明土地）が増加したことに
より、公共事業、復旧・復興
事業、民間取引などの土地の
の支払いに関するルールを定
めることで、法の改正は、つま
り「従来から馴染んだ仕組み
の変更となるため、もちろん
全ての人がすぐに認識して対
応できるとは限りません。」
ここで、人と人の間の「認識の
違い」によってトラブルが発
生することがあるのです。

不動産登記法が改正され法改正時はトラブルに注意

しておく必要があると考えられます。

極度額の設定

日本不動產仲裁機構

(債権法)を見直す改正法案が施行されました。これにより、不動産業に関わる内容でいえば、例えば賃貸契約における連帯保証人に関する制度変更がなされました。

従来では、保証金額の上限についての規定がなく、連帯保証人が自己破産してしまうケースがありました。

日本不動産仲裁機構

うたいわにたらたくたい